新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

令和 5 年4月26 日一部改訂 埼玉県高等学校体育連盟

1. はじめに

本ガイドラインは、(公財)日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン(追補版)」や、埼玉県教育委員会が作成した「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン~令和5年度~(令和5年4月1日)」の内容を参酌して今後における本連盟主催事業実施時の対応指針として作成しました。

各専門部におかれましては、本ガイドラインや競技団体が作成する各競技別のガイドライン等に従って感染拡大防止を徹底し、安全な事業運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、現時点において共有されている知見等に基づき作成しています。今後内容を見直すことがあり得ることに御留意ください。

2. 県高体連主催事業実施に当たっての基本的な考え方

埼玉県のイベント開催や教育活動の方針に従うとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件が整うことを開催の条件とします。

- ① 埼玉県において学校教育活動が停止されていない
- ② 埼玉県においてイベントの開催が禁止されていない

3. 大会開催時の感染防止策について

この内容は、あくまで包括的な事項であり、各事業の特性等を勘案して、下記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

1) 全般的な事項

- ① 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所(会場の受付場所等)に掲示すること
- ② 各事項がきちんと遵守されているか会場内を適宜巡回・確認すること
- ③ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日は役員・補助役員・参加 者の体調を書面により確認し、2週間保存しておくこと
- ④ 大会に参加する全ての者(選手・顧問・役員等会場内に入る者)に対して、マスクを着用するかどうかは、個人の判断にゆだねること
 - 但し、マスクの着用が推奨される場面(声を出しての応援、競技団体が示すガイドライン等で求められる場面、 3つの密が回避できない場面など)については、配慮すること
 - ※熱中症の恐れがある場合はマスクを外し、こまめな水分補給に留意すること
- ⑤ 専門部内で予め緊急時の連絡体制を確認しておくこと

2) 事業実施計画立案時の検討事項

下記事項について、最大限「3つの密」を回避できるよう、事業実施方法を検討すること

- ① 密閉回避
 - 屋内の競技会場や更衣室、控室における換気方法等
- ② 密集回避
 - 一定時間あたりの会場内滞在者数を減らす方法(公共交通機関の混雑回避方法)
- ③ 密接回避
 - 受付等、事務手続きの簡略化、事業実施中のミーティング方法等

3) 参加申込時の申し合せ事項

- ① 生徒、顧問が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること(大会当日に書面で確認を行う) ア 体調がよくない場合(例: 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去5日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある場合
- ② 適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)を持参し、場面に応じた適切な着脱と着用時には正しい装着をすること。
- ③ こまめな手洗い、又はアルコール等による手指消毒を実施すること (会場入場前、共用の競技用具を使用する前後、競技終了後、用便後、飲食前後には必ず手洗いを行うこと)
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との適切な距離を確保すること
- ⑤ 大声を出す場合には、対面を避け、周囲の人と一定の距離(体の中心から前方1m程度、左右50cm程度)を確保するとともに、換気の徹底や適切なマスクの着用等に留意すること。マスクを着用し、大声を出さない場合であっても、人と人とが触れ合わない程度の距離を保つこと。
- ⑥ 会場内における飲食は、大声での会話を控え、対面を避けること。対面になる場合は、一定の距離(1m程度) を取ること
- ⑦ 生徒の飲食は、参加校の責任において喫食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること
- ⑧ 新型コロナウイルス感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑨ 大会終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、県専門部に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ⑩ 新型コロナウイルス感染への不安から参加を希望しない生徒については、無理に参加させないこと
- ① 観客について制限はしないが、観客についても上記①~⑧については遵守すること
- ② 入場者定員については、各施設等の定めによる

4) 会場で準備すべき事項

- ① 会場内のゾーニング
 - ア 通路や階段においての接触を避けるため、会場内の通行方法(左側通行など)を定めること
 - イ 入場管理を徹底できるよう、受付以外の出入口は封鎖すること
- ② 救護所
 - ア 従来の救護所に加えて、新型コロナウイルス感染症が疑われる生徒・役員等への対応に備えて、別途専用の部屋(又はテント)を用意すること
 - イ 上記アの部屋(又はテント)を用意することが難しい場合は、救護所内を可動式パーテーションで区切る・入口 を分けるなどしてゾーニングすること
- ③ 手洗い場所・洗面所
 - ア 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること
 - イ「手洗いは石鹸を使って 30 秒以上」等の掲示をすること
 - ウ 参加者には、手洗い後に手を拭くための「マイタオル」を用意させること
 - エ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
 - オ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- ④ 会場出入口
 - ア 受付には、手指消毒剤を設置し、体温計を準備しておくこと
 - イ 受付を行う役員には、マスクを着用させること
- ⑤ 選手・役員席、更衣室、休憩・待機(飲食)スペース
 - ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること
 - イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室(着席)する者の数を制限する等の措置を講じること

5) 会場内における環境衛生管理

- ① 会場内で複数の参加者が触れると考えられる共用箇所、用具(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス、競技会場内におけるマットやフロアー、ベンチ、競技で使用するボール、水洗トイレのレバー、等)については、こまめに消毒すること
- ② 屋内施設を使用する際は、換気設備を適切に運転し、換気扇を常に回し、常時2方向の窓を開放する(又は定期的に窓を開放して外気を取り入れる)等、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと 必要に応じて、CO2メーターやサーキュレータを活用し、効果的な換気に努めること
- ③ 控室等を使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること
- ④ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛った上で持ち帰らせること
- ⑤ ゴミを回収する際には、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指 消毒すること

6) 競技上の留意点

- ① 唾や痰をはかない、ドリンクの回し飲みはしないこと
- ② 手洗い後に手を拭くための「マイタオル」を持参すること(布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないこと、また、タオルは共用しないこと)
- ③ 共用の競技用具を使用する場合は、使用前後には手洗いを行こと
- ④ 近距離での会話や発声などの密接場面を極力つくらないこと

7) 生徒又は部顧問(関係指導者)の感染が判明した場合の対応

- ① 事業実施日前日まで
 - ア 当該生徒又は顧問と、濃厚接触者と特定された者(又は特定される可能性がある者)の出場は認めない ※参加予定の生徒、顧問は事業実施日前2週間における行動履歴を記録しておくこと
 - イ 団体競技においては、参加申込後の選手変更を認める
 - ウ 個人競技においては、欠場とする

【大会前に学校関係者が新型コロナウイルス感染症を罹患した(又は罹患した疑いがある)場合の対応例】

- 濃厚接触者の特定等、対応が決定するまでの間の臨時休業期間中に試合が行われる場合、当該校顧問は、校長に確認の上、試合参加の辞退を専門部委員長に連絡する。
- 臨時休業実施の規模及び期間が決定された場合、当該規模及び期間に該当する生徒は出場させない。 ※この基準は目安であり、各学校の基準や判断が優先される。

【濃厚接触者として特定される例】

感染者が発症した日(又は体調不良を訴えた日)の2日前以降に接触した者のうち、下記に該当する者が濃厚接触者として特定されることが多い。

- 手で触れることが可能な距離(目安として1メートル以内かつ15分以上の接触)で、必要な感染予防対策なしで感染者と接触があった者
- 感染者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- 適切な感染防護なしに感染者を看護もしくは介護していた者
- 感染者の気道分泌液もしくは体液等(例:唾、唾液、痰等)、感染源となりうる物質に直接触れた可能性が高い者
- ※上記4点はあくまでも例示であり、保健所が患者の症状等から感染性を総合的に判断した上で特定する。

② 事業実施日当日

- ア 会場で発熱等の症状を訴える者を確認した場合は、保護者に迎えに来てもらい帰宅させ、すぐに「発熱外来」 やかかりつけ医療機関等に電話などで相談するよう、指導すること
- イ 上記アの者本人からの聴取等により、当日上記アの者と下記内容にて接触があった者についても、念のため 会場内における諸活動を中断させ、保護者に迎えに来てもらい帰宅させること
 - ・手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者
- ウ 上記アによって帰宅した者については、一時的な発熱等の後、他に症状もない場合は、かかりつけ医等、医師に相談の上、翌日以降の対応を決めるよう、指導すること
- エ 上記イによって帰宅した者についても、原則医師等に相談の上、翌日以降の対応を決めるよう、指導すること(但し、上記アによって帰宅した者が上記ウによって翌日以降も参加可能と判断された場合はこの限りではない。)

③ 事業終了後

- ア 事業終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに顧問に濃厚接触者の有無等について報告するよう指導しておくこと
- イ 上記アの報告を受けた顧問は、速やかに所属する学校に報告するとともに、専門部委員長に報告すること
- ウ 上記イの報告を受けた専門部委員長は、速やかに県高体連事務局に報告し、その後の対応について協議すること(県高体連危機管理マニュアル P6. 「緊急事案発生時における連絡体制」参照)
- エ 感染者が発生した場合、事業主催者は、感染者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することのないよう、全ての関係者に対して適切に指導すること

8) その他

上記内容のほか、各競技団体等が示す「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」や会場施設管理者が定めた感染防止対策措置の内容も確認し、遵守すること